

受付
番号 3391

収 支 報 告 書

令和 2 年 分
(平成 年 月 日開催分)

- (ふりがな) ぜいりしによるあんどうひろしこうえんかい
- 1 政治団体の名称 税理士による安藤裕後援会
- 2 主たる事務所の所在地 京都府宇治市広野町西浦46-2 MGビル1F
- 3 代表者の氏名 片野 晏弘
- 4 会計責任者の氏名 村岡 大輔

政治団体の区分

<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政党の支部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分

<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
---------------------------------------	---

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の種類 衆議院議員

公職の候補者の氏名 安藤 裕

事務担当者

(氏名) 熊谷宏臣

(電話) 0774-44-4086

(氏名) 村岡大輔

(電話) 0774-34-0034



資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(注) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定又は取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(注) 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当又は非該当となった場合のみ記入

1 報告書作成に当たっては、「収支報告書記載要領」を参照してください。

2 提出に当たっては、記載のない用紙をはずし、提出部数ごとにとじ直してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額						年月日	住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
	百万	千	百	十	元	角				
近畿税理士政治連盟	1	1	5	0	0	0	R2. 6. 19	大阪市中央区谷町1丁目5番4号	久保 直己	
この頁の小計	1	1	5	0	0	0				
その他の寄附						0				← (注) 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページのみに記載してください。
合計	1	1	5	0	0	0				← (注) 様式(その2)の寄附額と合致します。

(注) 特定寄附については、氏名の前に(特)と記載し、他の寄附と区別してください。(資金管理団体のみが対象となる寄附です。詳しくは記載要領7ページを御覧ください。)
 ・同一の者からの寄附で明細を記載する場合は、寄附者ごとにまとめて年月日順に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十 億	百 万	千	円	
1 経常経費					
(1) 人件費				0	
(2) 光熱水費				0	
(3) 備品・消耗品費				0	
(4) 事務所費				4 4 0	
小 計				4 4 0	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費				0	
(2) 選挙関係費				0	
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)				0	
ア 機関紙誌の発行事業費					
イ 宣伝事業費					
ウ 政治資金パーティー開催事業費					
エ その他の事業費					
(4) 調査研究費				0	
(5) 寄附・交付金				0	
(6) その他の経費				0	
小 計				0	
合 計				4 4 0	

この欄には、ア・イ・ウ・エの合計額を記載してください。

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載してください。併せて(その16)の添付が必要です。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) ○ 「□」内には、該当するものに「√」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式(その18)に必要事項を記載してください。
○ すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 27 日

政治団体の名称 税理士による安藤裕後援会

会計責任者の氏名 村岡 大輔



※ 解散する年のみ
代表者の氏名



(注) 記名・押印又は署名をしてください。

政治資金監査報告書

令和3年5月26日

税理士による安藤裕後援会

代表 片野 晏 弘 殿

登録政治資金監査人



登録番号 第 669 号

研修終了年月日平成20年10月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による安藤裕後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針、以下（「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書にかかる会計帳簿について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による安藤裕後援会に主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第1号規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は会計帳簿に基づいて支出の状況が表誦されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務規程

税理士による安藤裕後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、税理士による安藤裕後援会と政治資金監査の業務を補助したその他の従事者との間においても、同様である。